

宇部市役所改革プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 人口減少や超高齢化社会の進行など本市を取り巻く環境が大きく変化していく中、複雑多様化する行政課題も増えている。これらの課題に適切に対応し、市民、職員共に満足度の高い住民福祉サービスを提供していくため、庁内に「宇部市役所改革プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置し、市職員一人ひとりの資質(主体性・挑戦・意欲)の向上(「マインドチェンジ」と、「自ら考え、自ら行動する」組織へステップアップを図るための取組を推進する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項の事務を所掌する。

- (1) 市職員の意識改革
- (2) 組織風土・文化の改善
- (3) 人財育成
- (4) 働き方改革の推進
- (5) ガバナンス強化の取組の検証

(組織等)

第3条 プロジェクトチームは、班員10人程度をもって組織する。

(設置期間)

第4条 プロジェクトチームの設置期間は、この要綱の施行の日から、第2条に規定するプロジェクトチームの所掌事務が終了したときまでとする。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、総務財務部人事課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。